

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第七号

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成十二年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条から第六条までの規定及び第十一条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。